

穴水町保育士等サポート手当事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、保育施設等を設置し、運営する社会福祉法人等（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において穴水町保育士等サポート手当事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、穴水町内において法人又は個人が運営する施設

(2) 保育士等 次に掲げる者をいう。ただし、施設長（管理者）の職に就く者を除くものとする。

ア 児童福祉法第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条第1項に規定する保育教諭を含む。）をいう。

イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定に基づく保健師又は看護師の免許を有する者

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、施設等設置者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象期間における施設等設置者による保育士等の処遇改善の実施に直接必要な経費に更に上乗せ支給した額とする。

2 補助の対象となる保育士等は、1日6時間以上、かつ、月20日以上勤務した者とする。ただし、施設等の勤務体系等により1日6時間以上又は月20日以上いずれかの勤務要件を満たさない場合は、月120時間以上勤務した者とするができる。

3 前項の規定に係る勤務の日数又は時間の算定にあたっては、保育士等が年次有給休暇を取得した日数及び時間をその取得した月の算定に含めることができる。

4 補助対象期間は、補助金に係る予算の会計年度の期間とする。

5 補助金の額は、施設等設置者が支出した対象経費と別表に掲げる基準額を比較して少ない方の額とする。ただし、対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定める期日までに、穴水町保育士等サポート手当事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、穴水町保育士等サポート手当事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、直ちに穴水町保育士等サポート手当事業補助金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、補助金の額を確定したときは、穴水町保育士等サポート手当事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、穴水町保育士等サポート手当事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第10条 町長は、特に必要があると認めるときは、交付決定額の3分の2を超えない範囲内（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）において補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、穴水町保育士等サポート手当事業補助金（概算払・前金払）交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

別表(第4条)

勤続年数	基準額
1年以上5年未満	保育士等1人当たり 50,000円
5年以上10年未満	保育士等1人当たり 100,000円
10年以上	保育士等1人当たり 150,000円